

平成 25 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 24 年度実績 兼 平成 25 年度以降に係る計画)

【1枚目】

事業コード	51130001				
事務事業名	養育支援家庭訪問事業				
予算書の事業名	養育支援家庭訪問事業				
事業期間	開始年度	平成21年度	終了年度	当面継続	業務分類
					5. ソフト事業
実施計画(H25～H27)への記載	有(一般)		実施計画(H26～H28)における区分		実施計画書に記載しない
実施方法	<input type="radio"/> 1. 指定管理者代行	<input type="radio"/> 2. アウトソーシング	<input type="radio"/> 3. 負担金・補助金	<input checked="" type="radio"/> 4. 市直営	

部・課・係名等	コード1	02060200
部名等	民生部	
課名等	健康センター	
係名等	母子保健係	
記入者氏名	玉水 飛鳥	
電話番号	0765-24-0415	

政策体系上の位置付け	コード2	511003
政策の柱	基3 健やかで笑顔あふれるまちづくり	
政策名	1 総合的な子育て支援対策の推進	
施策名	1. 子どもたちの健やかな成長支援	
区分	なし	
基本事業名	養育支援体制の充実	

予算科目	コード3	001040103
会計	一般会計	
款	4. 衛生費	
項	1. 保健衛生費	
目	3. 母子保健事業費	

◆事業概要(どのような事業か) 養育支援が必要な家庭に向き、保健師、助産師、看護師、保育士、児童相談員等が、育児相談・支援、養育者に対する身体的かつ精神的不調状態に対する相談・支援、栄養指導及び児童の自立に向けた養育相談・支援を行う。又は、ホームヘルパーなどが簡単な家事等の援助を行う。	◆実施計画への記載予定事業内容		上段・計画：下段・実績											
	H26	単位	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度		28年度	
	H27													
	H28													
対象	<この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など> 母親の疾病や育児不安、子の健康問題等の理由により、養育支援が必要な家庭	対象指標	① 養育支援が必要と判断した家庭数(実)	件	15	10	15	15	15	15	15	15	15	
手段	<平成24年度における事業見直しの有無> 見直し無 <平成25年度の主な活動内容> 平成24年度と同様。	活動指標	① 専門職による家庭訪問数(延)	件	25	25	30	30	30	30	30	30	30	
意図	<この事務事業によって、対象をどのように変えるのか> 安定した養育が家庭で行われており、虐待などが防止されている。	成果指標	① 訪問終了家庭数	件	1	5	5	5	5	5	5	5		
その結果	<施策の目指すがた> ・安心して子どもを産み育てることができ、子どもが健やかに成長しています。 ・幼児期において、生涯を通じた健康づくりに向けた生活習慣の基礎が作られています。 ・育児不安への相談体制や養育支援が必要な家庭への支援体制が整っています。		↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入											
◆この事務事業開始のきっかけとこれまでの事務事業見直しの経緯 乳幼児虐待の予防、早期発見、対応の重要性から、虐待防止対策のひとつとして、平成16年度から育児支援家庭訪問事業が創設されていたが、当市では平成21年度から児童福祉法の改正に伴い開始した。	費目		実績		計画									
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化など) 少子化や核家族化の進行に伴う家庭形態の変化や近隣との人間関係の希薄化により子育て中の親が子育てや育児について気軽に相談できる相手や仲間が身近な地域にいないなど、家庭や地域における子育て機能の低下が問題となっている。そうした中で、本来の子ども養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な家庭への訪問型の支援の必要性が高まっている。 ◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) 児童相談所などから、養育支援が必要な家庭への訪問を求められる。	財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	149	42	469	469	469	469	469	469	469		
		(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		(4)一般財源	(千円)	151	43	469	469	469	469	469	469	469		
		子算(決算)額(1)～(4)の合計	(千円)	300	85	938	938	938	938	938	938			
◆県内他市の実施状況 ●把握している ○把握していない ◆市民と行政の協働状況 ○協働している ○協働可能だが未実施 ●協働になじまない	支出内訳	(1)需用費	(千円)	40	37	40	40	40	40	40	40			
		(2)委託料	(千円)	0	0	0	0	0	0	0				
		(3)工事請負費	(千円)	0	0	0	0	0	0	0				
		(4)負担金補助及び交付金	(千円)	0	0	0	0	0	0	0				
		(5)その他	(千円)	260	48	898	898	898	898	898	898			
A. 子算(決算)額(1)～(5)の合計		(千円)	300	85	938	938	938	938	938	938				
①事務事業に携わる正規職員数		(人)	3	6	4	4	4	4	4					
②事務事業の年間所要時間		(時間)	520	480	450	450	450	450	450					
B. 人件費(②×人件費単価/千円)		(千円)	2,255	2,112	1,980	1,980	1,980	1,980	1,980					
事務事業に係る総費用(A+B)		(千円)	2,555	2,197	2,918	2,918	2,918	2,918	2,918					
(参考)人件費単価		(円@時間)	4,336	4,399	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400					

【目的妥当性の評価】

1. 基本事業との直結度 (事務事業の意図が基本事業の意図にどのくらい直結しているか、その理由も記載)			
● 直結度大 ○ 直結度中 ○ 直結度小	説明	養育支援が必要な家庭への支援は、総合的な子育て支援対策推進にかなっている。	
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)			
● 法令などにより市による実施が義務付けられている			
○ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当			
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当			
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当			
○ 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当			
根拠法令等を記入	児童福祉法	事務の区分	自治事務
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合その理由と内容を説明、できない理由も説明)			
なし	説明	対象と意図は適切であり、見直しの余地はない	

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明、できない理由も説明) ※成果指標の計画と実績との比較に基づき記入			
なし	説明	成果実績	上位
対象家庭は今後ますます増加すると考えられるため、この事業の実施により成果向上に結び付く。			
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	養育支援が必要な家庭については、健康センターやこども課等が連携を強化し対応することにより、安定した養育が家庭で行われ虐待防止に繋がる。	

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	家事援助は委託しており、これ以上の事業費は削減できない。	
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	一部の事務のみ、賃金対応しているためこれ以上の削減は見込めない。	

【公平性の評価】

8. 受益機会の適正化の余地 (受益の機会が偏っていて不公平でないか)			
なし	説明	家事援助については、現在は受益者負担はないが、今後所得に応じた受益者負担を検討することも必要になると考えられる。	
9. 受益者負担の適正化の余地 (県内他市と比較し、適正な水準か)			
対象外	説明	県内においては、受益者負担をとっているところはない。	

★ 評価結果の総括と今後の方向性			
(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
● 現状のまま(又は計画どおり)継続実施			
○ 終了	○ 廃止	○ 休止	年度
○ 他の事務事業と統合又は連携			
○ 目的見直し			
○ 事務事業のやり方改善			

★ 改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)		コストと成果の方向性
実施予定時期	平成26年度	この事業が出来てまだ日が浅いため、周知に努めていくとともに、妊娠期からの情報を有効に利用し、早期からの支援に向けて実施していく。また、こども課との連携を強化し実施していく。
	中・長期的 (~5年間)	家事援助については、県内の動向を見ながら、受益者負担の妥当性を検討していくことが必要である。
		コストの方向性
		維持
		成果の方向性
		維持

★ 一次評価 (課長総括評価)		二次評価の要否
本来子どもの養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な家庭への訪問型の支援を必要とする事例が出てきている。必要に応じて、早期の段階から保健師や助産師、ヘルパーなどが支援をするこの事業は今後益々重要と考える。		要
		不要

★ 二次評価 (経営戦略会議・部会)	

平成 25 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 24 年度実績 兼 平成 25 年度以降に係る計画)

【1枚目】

事業コード	51130002	部・課・係名等	コード1	02040100	政策体系上の位置付け	コード2	511003	予算科目	コード3	001030201
事務事業名	要保護児童対策事業	部 名 等	民生部		政 策 の 柱	基 3 健やかで笑顔あふれるまちづくり		会計	一般会計	
予算書の事業名	要保護児童対策事業	課 名 等	こども課		政 策 名	1 総合的な子育て支援対策の推進		款	3. 民生費	
事業期間	開始年度 平成19年度 終了年度 当面継続 業務分類 5. ソフト事業	係 名 等	子育て支援係		施 策 名	1. 子どもたちの健やかな成長支援		項	2. 児童福祉費	
実施計画(H25～H27)への記載	無	記入者氏名	初道 ゆかり		区 分	なし		目	1. 児童福祉総務費	
実施方法	<input type="radio"/> 1. 指定管理者代行 <input type="radio"/> 2. アウトソーシング <input type="radio"/> 3. 負担金・補助金 <input checked="" type="radio"/> 4. 市直営	電話番号	0765-23-1006		基 本 事 業 名	養育支援体制の充実				

事業概要 (どのような事業か)	実施計画への記載予定事業内容	単 位	計 画						
			上段・計画：下段・実績		計 画				
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
要保護児童対策地域協議会は、要保護児童の早期発見及び適切な保護を図るため、関係機関で情報共有と連携を行うために設置する協議会である。協議会のもと、代表者会議やケース会議を行う。各会議の運営、調整ほか要保護児童対策。	H26 H27 H28								
対象 <この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など> 18歳未満の子どもとその世帯、保護者。	対象指標	① 18歳未満の子どもの数 (年度末)	人	6,703	6,700	6,500	6,500	6,500	6,500
手段 <平成24年度における事業見直しの有無> <平成24年度の活動及び見直し内容> 見直し無 要保護児童対策地域協議会、実務者会議、ケース会議の実施 児童虐待防止対策緊急強化事業の実施 (主任児童委員・関係職員研修の実施、こんには赤ちゃん事業訪問備品購入、市広報虐待防止月間記事の掲載等)	活動指標	① 協議会、実務者会議、ケース会議開催数	回	17	18	18	18	18	18
② 要保護・要支援検討件数	件		20	22	22	22	22	22	
③			20	26					
意図 <この事務事業によって、対象をどのように変えるのか> 養育支援が整い、安心して子育てができ、子どもが健やかに成長しています。	成果指標	① 要保護・要支援対象件数	件	10	11	11	11	11	11
②			10	10					
③									
その結果 <施策の目指すがた> 育児不安への相談体制や養育支援が必要な家庭への支援体制が整っています。			↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						

◆この事務事業開始のきっかけとこれまでの事務事業見直しの経緯	費 目	実 績						計 画					
		23年度		24年度		25年度		26年度		27年度		28年度	
昭和23年4月1日児童福祉法の施行の後、児童虐待や育児不安の増加により平成16年同法が改正された。これにより児童家庭相談や虐待の早期発見のため市町村の役割が重視される。児童福祉法第25条の2 (要保護児童対策地域協議会等)、「市町村家庭児童相談援助指針」(平成17年)に基づき、平成19年2月に同協議会を設置した。	財源内訳	(1)国・県支出金 (千円)	1,410	406	150	0	0	0	0	0	0	0	
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化 (法改正、規制緩和、社会情勢の変化など)		(2)地方債 (千円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
協議会の発足により、魚津市児童虐待防止連絡協議会を廃止し、深刻な虐待に至る前の児童も対象とした。全国的に、社会の複雑化、核家族化、経済不安から子どもとその保護者が孤立し、発見が遅れるケースが多くなっている。連絡、調整として市の関与が求められている。		(3)その他(使用料・手数料等) (千円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
◆市民や議会などからの要望・意見 (担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入)		(4)一般財源 (千円)	9	33	150	0	0	0	0	0	0	0	
民生委員や学校から相談が持ち込まれる。		子算(決算)額((1)～(4)の合計) (千円)	1,419	439	300	0	0	0	0	0	0	0	
◆県内他市の実施状況	支出内訳	(1)需用費 (千円)	253	139	157	0	0	0	0	0	0	0	
●把握している ○把握していない		(2)委託料 (千円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
◆市民と行政の協働状況		(3)工事請負費 (千円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
○協働している ○協働可能だが未実施 ●協働になじまない		(4)負担金補助及び交付金 (千円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
◆選択した協働状況の内容又は理由の記入欄		(5)その他 (千円)	1,166	300	143	0	0	0	0	0	0	0	
◆把握している内容又は把握していない理由の記入欄		A. 子算(決算)額((1)～(5)の合計) (千円)	1,419	439	300	0	0	0	0	0	0	0	
県内全市が設置し取り組んでいるが、対応や取組にばらつきがある。		①事務事業に携わる正規職員数 (人)	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
◆協働している ○協働可能だが未実施 ●協働になじまない		②事務事業の年間所要時間 (時間)	700	600	600	0	0	0	0	0	0	0	
◆個人情報、秘匿性をともなう事業である。ただし、児童虐待防止法により、児童虐待に関する通報は、国民の義務。		B. 人件費 (②×人件費単価/千円) (千円)	3,035	2,639	2,640	0	0	0	0	0	0	0	
		事務事業に係る総費用 (A+B) (千円)	4,454	3,078	2,940	0	0	0	0	0	0	0	
		(参考) 人件費単価 (円@時間)	4,336	4,399	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	

【目的妥当性の評価】

1. 基本事業との直結度 (事務事業の意図が基本事業の意図にどのくらい直結しているか、その理由も記載)			
<input checked="" type="radio"/> 直結度大 <input type="radio"/> 直結度中 <input type="radio"/> 直結度小	説明	保護が必要な事態が発生した場合、対応が必要。	
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)			
<input checked="" type="radio"/> 法令などにより市による実施が義務付けられている <input type="radio"/> 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当 <input type="radio"/> 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 <input type="radio"/> 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当 <input type="radio"/> 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当			
根拠法令等を記入	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第25条の2	事務の区分	自治事務
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合その理由と内容を説明、できない理由も説明)			
なし	説明	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。	

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明、できない理由も説明) ※成果指標の計画と実績との比較に基づき記入			
なし	説明	成果実績	中位
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明、できない理由も説明)			
あり	説明	家庭児童相談室運営事業。相談と一体化した展開が必要。	

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	要保護児童の状況が複雑化、多様化しており、削減の余地なし。	
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	要保護児童の状況が複雑化、多様化しており、削減の余地なし。	

【公平性の評価】

8. 受益機会の適正化の余地 (受益の機会が偏っていて不公平でないか)			
なし	説明	法による受益者であり、適正化の余地なし。	
9. 受益者負担の適正化の余地 (県内他市と比較し、適正な水準か)			
対象外	説明	法による受益者であり、県内他市も同様である。	

★ 評価結果の総括と今後の方向性			
(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	<input checked="" type="radio"/> 適切	<input type="radio"/> 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	<input checked="" type="radio"/> 適切	<input type="radio"/> 成果向上の余地あり	
③ 効率性	<input checked="" type="radio"/> 適切	<input type="radio"/> コスト削減の余地あり	
④ 公平性	<input checked="" type="radio"/> 適切	<input type="radio"/> 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
<input type="radio"/> 現状のまま(又は計画どおり)継続実施 <input type="radio"/> 終了 <input type="radio"/> 廃止 <input type="radio"/> 休止		年度	
<input checked="" type="radio"/> 他の事務事業と統合又は連携 <input type="radio"/> 目的見直し <input type="radio"/> 事務事業のやり方改善			

★改革改善案(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)		コストと成果の方向性
実施予定時期	平成26年度	関係機関との連携の強化。 コストの方向性 維持
	中・長期的(～5年間)	関係機関との連携の強化。 こども相談事業との統合。 成果の方向性 維持

★一次評価(課長総括評価)		二次評価の要否
家族形態の多様化により、問題がある家庭が増加しており、児童虐待もあり得ることからも、関係機関の連携や迅速な対応のために必要な事業であると思われる。		不要

★二次評価(経営戦略会議・部会)	